



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

(障害者社会参加推進室)

○埼玉県立大学管理規則の一部を改正する規則

(保健医療政策課)

○埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(住宅課)

管理規程

○埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程

(小児医療センター)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

(南部振興)

○埼玉県土地利用基本計画の一部変更

(土地水政策課)

○埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

(入札審査課)

○和光都市計画生産緑地地区の変更

(みどり再生推進室)

○桶川都市計画生産緑地地区の変更

(さいたま農林)

○清算法人平方領々家土地改良区の役員退任届

(用地課)

○測量法に基づく公共測量の実施

(用地課)

○宅地建物取引業者の処分

(開発指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告

(建築指導課)

○県道片柳川越線の区域の変更

(飯能県土)

○県道日高川島線の供用の開始

()

○県道越生長沢線の区域の変更

()

()

○県道越生長沢線の供用の開始

()

○開発行為に関する工事の完了公

告 (杉戸県土) 一六

○埼玉県教育委員会定例会の招集

(教委・総務課) 一六

規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十二号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

○埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和五十七年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 神経・精神科

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県立大学管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十三号

埼玉県立大学管理規則の一部を改正する規則

○埼玉県立大学管理規則(平成十年埼玉県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十四号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十万円」を「十五万八千円」に、「六十万円」を「四十八万七千円」に改める。

第十二条第一項及び第三項中「第十一条」を「第十一条第二項」に改める。

第十五条第一項第一号中「区分(以下この条)」を「区分(以下この項及び次項)」に、「条及び」を「項及び」に改め、同号イ及び同項第二号イ中「二十万円以上」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を

同条第三項とする。

第十九条中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

別表第三及び別表第四中「二十万円以上」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中「~~一~~」を「~~一~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定、第十五条第一項第一号の改正規定(同号イの改正規定を除く。)並びに第十九条、様式第十号及び様式第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程

(趣旨)

第一条 この規程は、病院事業の円滑な運営に資する目的で病院局(以下「局」という。)の職員の定着と確保を図るため、埼玉県立小児医療センター(以下「病院」という。)に設置する院内保育施設(以下「保育施設」という。)の管理規程について、必要な事項を定めるものとする。

(保育施設の名称及び位置)

第二条 保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 埼玉県立小児医療センター院内保育施設
位置 蓮田市大字馬込二〇〇一番地
(設置者等)

第三条 保育施設は、病院事業管理者が設置し、病院の長がその管理を行うものとする。

(保育施設の運営)

第四条 保育施設の運営は、病院の長から当該運営の委託を受けた者が行うものとする。

(入所資格)

第五条 保育施設に入所する資格を有する者は、職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの乳幼児(職員が埼玉県病院局職員就業規程(平成一四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下「就業規程」という。)第一七条の規定に基づき職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第一三条に規定する出産に係る特別休暇を取得して養育する乳幼児を除く。以下「乳幼児」という。)とする。

2 前項で規定する職員とは、病院の常勤職員(事務局職員を除く。)をいう。ただし、局の事業の遂行上必要があると認められる場合は、この限りでない。

(入所の手続き)

第六条 乳幼児の基本保育(八時から一八時までの間に行う保育で一月を単位とするものをいう。)に係る入所を希望する職員は、病院の長に対し、当該入所を希望する日の属する月の一ヶ月前の月初めまでに保育施設入所申込書(様式第一号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(保育予定等の届出)

第七条 前条の承認を受けた職員は、就業規程別表第二により勤務時間が割り振られたときは、当該割り振られた旨の通知がなされた日の属する月の二十六日まで

に、翌月の保育予定表(様式第二号)を病院の長に届け出なければならない。
2 職員は、前項の保育予定表について変更が生じたときは、速やかに、その旨を病院の長に届け出なければならない。

(延長保育)

第八条 第六条の承認を受けた職員で延長保育(基本保育を受けている乳幼児に対し、七時から八時まで又は十八時から十九時までの間に行う保育で一時間又は一月を単位とするものをいう。)を希望する者は、あらかじめ、その旨を病院の長に届け出なければならない。

(入所承認の取り消し)

第九条 病院の長は、第六条の承認を受けた職員が次の各号の一に該当するとき、保育施設の入所の承認を取り消すことができる。局の事業の遂行上必要があるときも同様とする。

一 保育料を三月分以上滞納しているとき

二 不正な行為によって保育施設に入所したとき

三 当該乳幼児の養育状況等が著しく変更され、入所の必要がないと認められるとき

四 その他保育施設管理運営上の指示に著しく違反したとき

(退所等)

第十条 第六条の承認を受けた職員で乳幼児の退所を希望する者は、病院の長に対し、原則として、当該退所を希望する日の三十日前までに保育施設退所届(様式第三号)を提出し、その承認を求めなければならない。

2 病院の長は、入所中の乳幼児の疾病が他に伝染するおそれがあるとき、又は乳幼児の状態により保育が困難であると認められる場合は、当該乳幼児の療養又は退所を命ずることができる。

(保育料)

第十一条 保育施設を利用する者は、保育料を毎月指定された期限までに納入しなければならない。

2 前項の保育料の額は、別に病院事業管理者が定める。

(委任)

第十二条 この規程に定めるもののほか、保育施設の管理運営に関し必要な事項は、別に病院の長が定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

保育施設入所申込書

埼玉県立小児医療センター病院長 様

平成 年 月 日

所属・職名
氏 名
印

ふりがな	性別	血液型	生年月日	入所希望日
児童名	男・女	型	平成 年 月 日	平成 年 月 日

現住所	〒	連絡先	自宅
			携帯
			職場

続柄	氏 名	年齢	勤務先の名称	勤務先の電話番号
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		

緊急時の連絡先	氏名(第1優先)	連絡先電話番号	氏名(第2優先)	連絡先電話番号
保険証の種類と番号				
通所方法	自家用車・自転車・バス・電車・徒歩・その他()			
送迎者	職員本人・配偶者・その他()			
近親者	最も近くに住んでいる近親者の住所(市・町・村 地区)			
特記事項	*現在、育休中等の方は、職場復帰予定日をご記入ください。			

*同一世帯で2児目以降の保育を希望される方は、保育児童ごとに作成ください。ただし、2児目以降は太線枠のみの記入で結構です。

※ 確 認 欄 (保育所が記入します)			
受付日	責任者印	担当者印	備 考

様式第2号(第7条関係)

保育予定表

月分 所属 職員名 児童名

日	曜	希望保育時間	備 考
1		~	
2		~	
3		~	
4		~	
5		~	
6		~	
7		~	
8		~	
9		~	
10		~	
11		~	
12		~	
13		~	
14		~	
15		~	
16		~	
17		~	
18		~	
19		~	
20		~	
21		~	
22		~	
23		~	
24		~	
25		~	
26		~	
27		~	
28		~	
29		~	
30		~	
31		~	

注) この保育予定表により保育の計画を立てますので、毎月26日までに提出してください。

※ 確 認 欄 (保育所が記入します)			
受付日	責任者印	担当者印	備 考

様式第3号(第10条)

保育施設退所届

埼玉県立小児医療センター病院長 様				平成 年 月 日
所属・職名 氏 名				印
ふりがな	性別	年齢	入 所 日	退所希望日
児童名	男・女	歳	平成 年 月 日	平成 年 月 日
退所理由				

※ 確 認 欄 (保育所が記入します)			
受 付 日	責任者印	担当者印	備 考

告 示

埼玉県告示第四百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日
埼玉県知事 上 田 清 司
一 申請のあった年月日

埼玉県告示第四百五号

埼玉県土地利用基本計画を平成二十一年三月十六日に変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年三月二十三日

土地利用基本計画図の変更

平成二十一年三月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人葬送支援センター

一 代表者の氏名
宮路 友成

四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市新曾一五二八番地の二

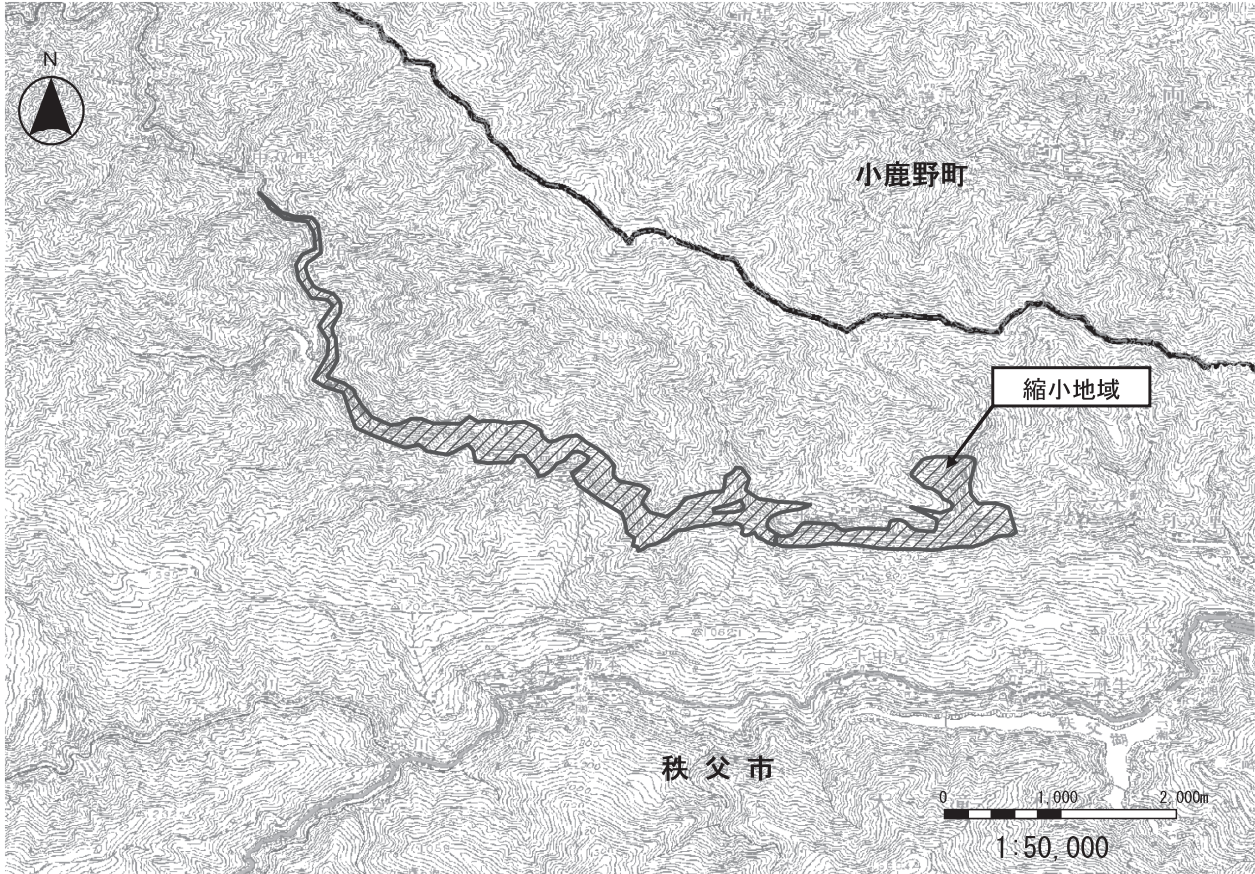
五 定款に記載された目的
グレース戸田二〇一号室

この法人は、葬儀、仏事に関して諸問題をかかえる不特定多数の団体及び個人に対して、専門的知識に基づいた的確な助言を中立・公正な立場で行い、生活の向上と安心が実現することを目指し、非営利団体として公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上 田 清 司

秩父森林地域縮小

秩父市の区域
別図のとおり、森林地域百十二ヘクタールを縮小する。



埼玉県告示第四百六号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成六年埼玉県告示第千八百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「(平成十六年四月一日施行) 二」を「(平成十七年十月一日施行) 一―二」に改める。

第六条第一項の表中 「競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)」を 「申請(様式第一号)」

地方公共団体申請書(様式第一号)

入札参加資格審査申請書(基本共通情報) に改め、同条第四項の表商業登記簿謄式第一号の二)

本(新規申請をする法人に限る。)の項中「(新規申請をする)」を「又は履歴事項全部証明書(に改め、同表許可通知書の写し又は許可証明書(新規申請する場合に限る。))の項中「(新規申請する場合に限る。)」を削り、同表組合員名簿(中小企業等協同組合等に限る。)の項の次に次のように加える。

役員名簿(中小企業等協同組合等に限る。)

○
○
○

第六条第四項の表総合評定値通知書の写しの項の次に次のように加える。

法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない納税証明書の写し(法人に限る。)

○
○
○

所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない納税証明書の写し(個人に限る。)	○	○	○
法人事業税の納税証明書の写し(法人に限る。)	○	○	○
個人事業税の納税証明書の写し(個人に限る。)	○	○	○

第六条第四項の表受注希望工事に関する契約書、工事仕様書、技術者の免許証等の写しの次に次のように加える。

監理技術者資格者証の写し	○		
--------------	---	--	--

第六条第四項の表経常建設共同企業体が申請する場合の書類の項中

経常建設 第八条に 式第十五	消費税及 税証明書
----------------------	--------------

共同企業体協定書 基づく協定書(様 号)	○		
地方消費税の納 の写し	○	○	○

を
「経常建設共同企業体協
第八条に基づく協定書
式第十五号)」

	○		
--	---	--	--

に改める。

第十三条第一項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同条第二項中「行うことができる」を「行わなければならない」に改める。

様式第一号中

「競争入札参加資格審査申請書(基本
平成 年 月 日
年度において埼玉県で行われる競争入札に参加す
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違な
平成 年 月 日
競争入札参加資格審査申
請書(基本共通情報)

共通情報)「
資格の審査を申請します。
いことを誓約します。を

年 月 日

請書(基本共通情報)

〔(あて先)〕

「埼玉県知事

様」

「埼玉県知事」

											申請書提出 の代表者印

を

												申請書提出のユーザーID

に改め、同様式を様式第一号の二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第1号(第6条関係)

行政庁 記入欄	1	2	3
------------	---	---	---

年 月 日

申請地方公共団体申請書

(あて先)

埼玉県知事

.....年度において埼玉県電子入札共同システムで行われる競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

事業所の所在地又は住所
(ふりがな)
商号又は名称
事業所名
事業所代表者役職名
(ふりがな)
事業所代表者氏名
ユーザ I D

記

代表窓口自治体	埼玉県	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
建設工事														
設計・調査・測量														
維持管理														
建設工事														
設計・調査・測量														
維持管理														
建設工事														
設計・調査・測量														
維持管理														
建設工事														
設計・調査・測量														
維持管理														
建設工事														
設計・調査・測量														
維持管理														
建設工事														
設計・調査・測量														
維持管理														
建設工事														
設計・調査・測量														
維持管理														
建設工事														
設計・調査・測量														
維持管理														

※ 競争入札参加資格の申請を希望する自治体に○を記入すること。
 ※ 全自治体に申請を希望する場合は、『全自治体』欄に○を記入すること。
 ※ 申請を希望する自治体の中から代表窓口自治体を選び『代表窓口自治体』欄に記入すること。

様式第二号を次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

建設工事請負共通情報

許可番号	都道府県コード	許可番号(6桁)	
監理技術者数	人		
建設業労働災害防止協会加入の有無	0 無	1 有	

審査基準日	年 月 日
-------	-------

様式第五号中「埼玉県工事」を「(おて先)」

に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号(第6条、第16条関係)

行政庁 記入欄	新規
	更新 その他

委任状

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

代理人を置く営業所の所在地

商号又は名称

受任者 事業所名

代理人役職名

代理人の氏名

ユーザ I D

私は、上記の者を代理人と定め、下記(1)～(7)の権限を委任します。

本店の所在地
(建設工種にあっては、主たる営業所の所在地)

商号又は名称

委任者 代表者役職名

代表者氏名

記

1 委任事項

- (1) 入札参加資格申請に関すること。
- (2) 入札及び見積りに関すること。
- (3) 契約の締結に関すること。
- (4) 契約の履行に関すること。
- (5) 代金の請求及び受領に関すること。
- (6) 復代理人の選任に関すること。
- (7) 前各号に付帯する一切のこと。

2 委任期間

3 その他

契約時使用印鑑

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号(第6条関係)

官公需適格組合資格審査数値計算表

組合の名称 _____

No.	商号又は名称	許可番号	自己資本額(千円)	利益額(千円)	経営状況 評点(Ⅰ)	社会性等 評点(Ⅱ)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
特例適用後数値						

No.	建設工事の種類別年間平均完成工事高(千円)			
	①	②	③	④
1				
2				
3				
4				
5				
6				
数値 特例				

No.	建設工事の種類別年間平均元請完成工事高(千円)			
	①	②	③	④
1				
2				
3				
4				
5				
6				
数値 特例				

官公需適格組合資格審査数値計算表

組合の名称 _____

No.	建設工事の種類別技術職員数																									
	①					②					③					④					⑤					
	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
数値 特例																										

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号(第6条関係)

経常建設共同企業体資格審査数値計算表

経常建設共同企業体の名称 _____

No.	商号又は名称	許可番号	自己資本額(千円)	利益額(千円)	経営状況 評点(Ⅰ)	社会性等 評点(Ⅱ)
1		-				
2		-				
3		-				
特例適用後数値						

No.	建設工事の種類別年間平均完成工事高(千円)																													
	①					②					③					④					⑤									
1																														
2																														
3																														
数値 特例																														

No.	建設工事の種類別年間平均元請完成工事高(千円)																													
	①					②					③					④					⑤									
1																														
2																														
3																														
数値 特例																														

No.	建設工事の種類別技術職員数																																	
	①					②					③					④					⑤													
	一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		一級 (講習受講)	基幹	二級	その他					
1																																		
2																																		
3																																		
数値 特例																																		

様式第十六号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に、「主たる

知事 様」を「本店の所在地」を「建設工事にあつては、主たる営業所の所在地」に、「営業

渡」を「事業譲渡」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第四百七号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百八号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十年七月十六日に解散認可した清算法人平方領々家土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
新木敏雄	上尾市大字平方領々家一八八一
秋山忠雄	同 同 三三五
石川宇重治	同 同 六〇四
小川正博	同 同 一五一二
齋藤重雄	川一丁目二九一三
関根正行	大字上野一五七
寺山榮一	同 平方領々家一四五
秋山幸雄	同 同 一五一
石川英雄	同 上野七四一三
市原昭雄	同 平方領々家一四二
小川紀之	同 同 二九一
小川晴久	同 同 六六
秋山幸三	同 同 三二〇
遠藤明雄	同 同 四八八一
佐藤喜一	同 同 三一六
佐藤康介	同 同 三一〇一三
小川英一	同 同 六二
大室武美	同 今泉一丁目四〇一

埼玉県告示第四百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、清算法人平方領々家土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
監事	新木辰男	上尾市大字平方領々家二〇七
同	鈴木芳男	同 同 三九〇

埼玉県告示第四百十一号

測量計画機関の長である川口市長岡村

幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量(世界測地系への座標変換(道路台帳図等補正測量作業その二))

三 作業地域

川口市大字長蔵一丁目から三丁目地

内

四 作業期間

平成二十一年二月二十六日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県告示第四百十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条の規定により、平成二十一年三月九日付けで、次の宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称 芙蓉建設株式会社	氏名(法人にあっては代表者の氏名) 伊藤 豊紀	主たる事務所の所在地 富士見市西みずほ台一丁目二十番九
--------------------	----------------------------	--------------------------------

埼玉県告示第四百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

指令杉整第二〇〇〇九七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十三日第九十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字葛梅字七曲三四

三一、三四三一九、三四三一六、三四三一七、三四三一八、三四三

一九、三四四一一、三四四一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町葛梅二丁目一一一五

松本 禎晴

埼玉県告示第四百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十一年二月二十七日

指令本整第二二〇〇〇二二二号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十六日第九十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡美里町大字猪俣字柳井戸一〇八六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市西区阿波座二丁目四番

二三

株式会社 ジェイアールシー

代表取締役 浜口 佳宏

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

一 道路の種類 県道

二 路線名 片柳川越線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧	坂戸市大字塚越字南馬場九二七番六地先から同市大字塚越字八日市一〇五〇番二地先まで		七・二二 一〇・九一	一七二・二二		地方特定道路(交通安全)整備工事による。	
新			九・九七 一三・一二				

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日	備	考
日	高	川	島	線													平成二十年五月二十七日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十五号の道路予定区域の供用の開始である。自歩道整備事業による。 延長四八・三二メートル	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

その関係図面は、平成二十一年三月二十三日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越生長沢線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧	入間郡越生町大字津久根字梵天川原二二四番一地先から同郡同町大字小杉字太梅一番一地先まで		六・五〇 一一・〇〇	一二六・四〇		地方特定道路(改築)整備工事	
新			一一・五〇 二五・四〇				

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月二十三日
 埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路線名	越 生 長 沢 線	供 用 開 始 の 区 間	入間郡越生町大字津久根字梵天川原二二四番一地先から同郡同町大字小杉字太梅一番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の期日	平成二十一年三月二十三日	備 考	延長二二六・四〇メートル
-----	-----------	---------------	--	---------	--------------	-----	--------------

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外一七六九一八

一 日時
 平成二十一年三月二十五日 午前九時三十分

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 越谷市赤山町一丁目一六二番地一 関根コーポ一〇三
 吉田 敏子

二 場所
 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
 埼玉県教育局教育委員会室

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平 井 順 一

三 議題

イ 教育局等職員の人事について
 ロ その他

一 許可番号

平成二十一年一月二十一日

埼玉県教委告示第十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

二 検査済証番号

招集する。

平成二十一年三月二十三日

埼玉県教育委員会委員長

平成二十一年三月十三日

杉整第一七九三十一号

石川 正 夫

発行日

購読料金

一年四万三千四百円
 (郵便料金を含む)

発行者

埼玉県

〒316-8501 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm

印刷所

関東図書株式会社
 さいたま市南区別所三一一一〇
 〇四八―八六―二二九〇(代表)

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県
印刷所	〒316-8501 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
発行日	毎週 火曜日・金曜日